

I 略称一覧、用語の説明

国：国の退職金関係、県：県単共済関係、共：共通事項

略称一覧

	略称	正式名称
国	機構	独立行政法人福祉医療機構
国	国の退職金	社会福祉施設職員等退職手当共済制度 <機構が実施>
国	共済法	社会福祉施設職員等退職手当共済法 <国の退職金の根拠法>
県	県社協	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
県	県単共済	民間社会福祉施設等職員共済制度 <県社協が実施>
県	共済規程	民間社会福祉施設等職員共済規程 <県単共済の根拠規程>
国	掛金届	掛金納付対象職員届
県	掛金台帳	職員掛金収納台帳
共	継続異動届	共済契約者間継続職員異動届
国	退職届・請求書	被共済職員退職届、退職手当金請求書

※ 制度の対象は、社会福祉施設又は事業で、規程や様式では「施設等」と略されますが、本マニュアルの説明書きでは、県単共済では対象となる社会福祉団体も含め、代表して「施設」と表示します。

用語の説明

	用語	説明
県・共	共済契約	制度加入を希望する法人と県社協との間で結ばれる契約で、これによって、 法人は県社協に掛金を納入することを約束し、県社協は法人に所定の給付を行うことを約束 することになる。国の退職金でも同様の契約を結ぶ。
県・共	被共済職員 Q29 参照	共済契約を締結した法人に使用される職員のうち、就業規則等によりこの事業の受益者とされた者で、次のいずれかに該当する者。国の退職金でも同様。 ア 雇用期間に定めのない職員（いわゆる正規職員） イ 1年以上の雇用期間を定めて使用する職員で、その勤務すべき労働時間が就業規則等で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者 ウ 1年未満の雇用期間を定めて使用され、その期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、その勤務すべき労働時間が就業規則等で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者 ※年度途中で採用し、年度末までの雇用契約の場合は、その年度は被共済職員とはなりません。 ご注意ください。
県	共済法適用職員	国の退職金に加入している被共済職員
県	共済法適用外職員	共済法適用職員以外の被共済職員
共	継続異動 Q2 参照	継続異動とは、被共済契約者間で異動（移籍）する場合に、当共済制度上では退職とせず、被共済職員期間を通算する制度 で、条件は次のとおりです。 ① 異動（移籍）は、共済契約者の業務上の都合によるものであること。 ② 共済契約者の間で被共済職員の異動（移籍）の合意が事前に出ていること。 ③ 1日も間が空かない異動であること。 ④ 異動後速やかに、「共済契約者間継続職員異動届」を不備なく提出できること。 ※条件を満たさない場合、取り扱いができません。

	用語	説明
共	退職手当金関係 合算申出 Q2 参照	<p>「合算」とは、退職により途切れることとなる前後の被共済職員期間を合算して、退職手当金の算定の基礎期間とするものです。(2006年4月1日以後の退職者に適用)</p> <p>次の①から⑤の条件をすべて満たす場合に、ご利用いただけます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前の勤務先で、被共済職員として継続して1年以上勤務していること。 ② 前の勤務先を退職した際に、退職手当金を請求していないこと。 ③ 退職した日から起算して3年以内((例)2023年3月31日退職の場合、復帰期限は2026年3月30日まで)に、共済契約対象の施設に加入要件を満たして就職したこと。 ④ 再就職した際に、機構あてに合算制度利用申出書(第7号の3)の提出を行ったこと。 ⑤ 退職した理由が、自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行でないこと。
共	退職手当金関係 なる月	<p>被共済職員期間となる月のことで、業務に従事した日数(実際に業務に従事した日と従事したとみなす日の日数の合計)が10日を超える月のこと。</p>
共	退職手当金関係 従事したとみなす日 Q33、34 参照	<p>実際には業務に従事していないが、次の期間は従事した日とみなします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務上(通勤途上の第三者行為災害も含む)の傷病により療養のために休養していた期間 ② 出産予定日前6週(多胎妊娠の場合は14週)から出産後8週までの期間 ③ 就業規則に定める年次有給休暇の取得期間(但し、繰越分も含めて、年20日が限度) ④ 介護休業期間(対象家族一人につき1回、通算93日まで) ⑤ 育児休業期間のうち、「育児休業の月」の月数の2分の1(1か月未満切捨て) <p>※「育児休業の月」とは、育児休業を取得したことで業務に従事した日数が10日以下になる月</p>
共	退職手当金関係 ならない月 Q3、5、6、7、8、34 参照	<p>被共済職員期間のうち「なる月」とならない月のことで、例えば以下の期間があり、業務に従事した日数が10日以下になる月。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 私傷病による療養のため業務に従事しなかった期間(有給無給不問) ② 「従事したとみなす日」に含まれない、産休、年休、育休、介護休業等 例) ◎出産予定日前6週(多胎妊娠の場合は14週)より前の産休期間 ◎1年に取得した年次有給休暇のうち、21日目以後の期間 ◎「育児・介護休業法」上の育休や介護休業以外の育休や介護休業期間 ③ 月の途中で加入又は退職したため加入していなかった期間 その他、「育児休業の月」の月数の2分の1(1か月未満切上げ)、被共済職員期間が継続して1年に満たなかった期間はならない月。
共	制度上の退職	<p>実際には引続き法人に勤務しているが、退職共済制度上の加入要件を満たさなくなったため、制度上は退職として扱うもの。例えば、雇用契約内容の変更、共済法適用外施設への異動、定年退職、職員と兼務のない役員になったときなど。</p>

国	社会福祉施設等	国の退職金における施設分類の一つ。例えば、救護施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、養護老人ホームなど。国の退職金の掛金は、公費（国と県）負担があり、法人負担は単位掛金のみとなる。共済契約を結んだ場合、必ず登録させなければならない。
国	特定介護保険施設等	国の退職金における施設分類の一つ。介護保険制度の対象となる「特別養護老人ホーム等」または、障害者総合支援法等に関する「障害者支援施設等」をいいます。国の退職金の掛金は、公費負担がなく、法人負担は単位掛金の3倍（経過措置あり）。
国	申出施設等	国の退職金における施設分類の一つ。児童館、認可外保育施設、幼稚園、指定居宅介護支援事業、有料老人ホーム、病院など。国の退職金の掛金は、特定介護保険施設等と同じ。